

第13回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和3年6月28日(月) 午後3時58分

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和3年6月28日(月) 午後3時58分
2. 閉会時間 令和3年6月28日(月) 午後4時42分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 19名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 なし

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
北尾 健一郎、本多 正典

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 農業用施設届について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4号議案 非農地証明願について
- 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
- 第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後3時58分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。定刻より早いですが、全員お揃いですので、ただ今より、第13回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

13番 吉田 昭浩 委員、14番 吉田 幸春 委員 を指名します。

議長（会長）

はじめに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおり、5件 10筆 8,034平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集 2ページに記載のとおりで、2件 4筆 4,064平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農業用施設届について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、1件 1筆 14平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議長（会長）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ 1番に記載のとおりで、畑 3筆 1, 639平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、49, 656平方メートルで、農機具はトラクター 1台、田植機 1台、管理機 1台、草刈機 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 …… 委員

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で3年の農作業歴があります。

本人、父、臨時雇用員2人の計4人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻・さつまいも・ゆずを作付している状況で、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、申請地 53平方メートルにおいて、進入路の拡張と同時に、側溝を設けて雨水・排水の措置を取りたいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は転用許可済地、東側は農地、南側は道路、西側は農地となっております。現状のまま利用し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ1番に記載のとおりで、申請地248平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は道路、西側は農地となっております。

現状のまま利用し擁壁を設け、雨水は道路側溝、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ2番に記載のとおりで、申請地263平方メートルを譲り受け、資材置場および駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 …… 委員

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側、南側及び西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ3番に記載のとおりで、申請地382平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は宅地、東側は里道を挟んで農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求め

ます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ4番に記載のとおりで、申請地819平方メートルを譲り受け、木造平屋建て障害者福祉施設を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の農業振興地域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 …… 委員

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は農地、東側は堤防、南側は宅地、西側は道路となっております。

造成し、塀ブロックを設け、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認

め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集6ページ5番に記載のとおりで、申請地515平方メートルを借り受け、従業員および送迎者駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、農地法第5条第2項第1号ただし書の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は賃貸人の農地、東側は水路を挟んで農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、ブロックを設け、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集6ページ6番に記載のとおりで、申請地445平方メートルを借り受け、太陽光発電49.5kWを設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、ご意見等はありませんか。

…… 委員

(…… 委員)

農作物を作りながら発電する営農型発電なのか。

昭和50年ごろに基盤整備をした場所だが、転用できるのか。

事務局

営農型発電ではありません。

事務局

申請地は農用地区域内農地でしたが、基盤整備事業から8年以上経過しており、今回、本申請に先立って農用地区域から除外されています。

また、申請地付近の現況から見ると、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるため、太陽光発電への転用は可能とみています。

(「了解」という発声)

議長(会長)

ほかにご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長(会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集7ページ1番に記載のとおりで、昭和53年9月20日から、同所……番の建物と一体的に利用しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 …… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集7ページ2番に記載のとおりで、平成10年10月20日から隣接地と一体的に露天駐車場として利用しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側及び東側は雑種地、南側は道路、西側は雑種地となっております。

現地を見ますと、駐車場用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集7ページ3番に記載のとおりで、昭和33年月日不詳頃から山林化しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 …… 委員

（…… 委員）

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は農地、西側は山林となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長 (会長)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集8ページから12ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	9件	22筆	18,817㎡
耕作権の再設定	15件	24筆	26,865㎡
合計	24件	46筆	45,682㎡です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集13ページに記載のとおりで、4件8筆5,348㎡です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定いたします。

…… 委員の入場を求めます。

（…… 委員 入場）

議長（会長）

第6号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

議案集の14ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、12筆 10,564平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」「農業従事者」、「作物の種類」など、6名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、「問

題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

ご異議がないようですので、第6号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

議長(会長)

以上で、第13回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第13回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時42分閉会